

ア 3-11-7-3~4

● 和泉国南郡土生村坂口家文書の整理について

土生（はぶ）村坂口家文書は、2 箱に分蔵された文書で、関西大学図書館に入った経緯は不明である。各箱に記された番号は以下の通りである。

ア 3-11-7-3 1 函 1~60

ア 3-11-7-4 2 函 61~146

本文書は、過去に関西大学図書館で調査・整理された形跡がある。史料には、枠外下部に「関西大学図書館」と印刷されたラベルが貼られていて、家蔵文書名として「坂口家」および史料番号が印字され、枝番部分は鉛筆書きされている。大半の一通物は、関西大学図書館の中性紙封筒に納められているが、大型の文書や一括文書はその限りでない。

史料番号については、〔1〕から〔146〕のうち〔102〕が欠番となっており、その旨を記したメモが入っている。大半の史料に番号が振られているので、目録データでは、資料番号としてそのまま用いることにした。ただし、〔102〕については欠番のままとする。

また、過去の整理では、包紙や帯封にはラベルがなく、本紙にのみ貼られている。本紙が 1 通の場合は、目録データ上では本紙のデータに包紙や帯封のデータも含めるため、それ自体の番号は不要であるが、本紙が複数ある場合は、包紙や帯封も独立したデータとして扱うため、本紙の番号を変更することがない範囲で、それぞれに番号（親番のみで表示、または追加の枝番）を与えた。ただ、〔71~83〕、〔98~101〕、〔124~140〕を一括している包紙は番号を追加することができないので、それぞれ A、B、C として〔71〕、〔98〕、〔124〕の直前に挿入した。

本文書は保存状態が非常によく、大半を占める土地関係の証書類は、1 通であっても詳細に内容注記された帯封が巻かれ、大切に扱われていたことがわかる。今日、専用の封筒にも納められているので、現況でとくに問題はない。封筒に収められていない大型の文書や一括文書は、薄様紙で包んでおく。

● 和泉国南郡土生村と坂口家について

和泉国南郡土生村は、南北に延びる岸和田市の北西部、貝塚市との境界に位置している。もと掃守（かにもり）郷の内にして山中村と呼び、のち土生村と改称し、天正年間に作才村を、正保 3 年（1646）に土生滝村を分村したという（『大阪府全志』）。和泉山脈から続く丘陵縁辺部の緩やかな傾斜地域にあって、北は岸和田村に接し、細長く伸びる村域の南部は土生新田と呼ばれる。村域西の外側を和泉葛城山に源を発する津田川が流れるが、村内の用水は溜池から引く。熊野街道と塔原街道（津田川上流の塔原から岸和田に通じる）が村内で交差し、集落は交差点南の本村と土生新田の 2 か所があり、直線距離で 1 キロメートル以上離れている。坂口家は土生新田に所在した旧家である。

近世末期の同村の支配関係と村高は、岸和田藩領分で 1695 石 4 斗 3 升である（『旧高旧領取調帳』）。岸和田藩は和泉国南郡・日根郡など 6 万石を領し、岸和田城を藩庁とする。藩主は小出家（天正 13 年～元和 5 年）、松平家（元和 5 年～寛永 17 年）、岡部家（寛永 17 年～明治維新）と入れ替わる。松平家時代、土生村には土豪の庄右衛門がおり、代官庄屋を務めていたが、岡部氏入部とともに廃されたという

（『岸和田市史』第3巻）。

坂口家文書から、江戸中期以降の土生村は「中番」「南番」「西番」という3つの小共同体に分かれていて、村役人は各番に年寄・百姓代がおり、村全体で庄屋1人が置かれていたことがわかる。村全体を示すときは「土生村三番」と呼ぶこともあった。天保9年（1838）時の村の総計は、家数235軒、人口894人（男438人・女456人）であった（同上『岸和田市史』）。

近世初頭から明治22年町村制施行までの土生村支配・行政区画の変遷は、以下の通りである（『大阪府全志』）。

天正年間	豊臣秀吉の叔父（叔母婿）小出播磨守秀政の領地となる
元和5年（1619）	松平周防守康重の領地となる
寛永17年（1640）	岡部美濃守宣勝の領地となる
明治2年（1869）6月	上知により岸和田藩支配となる
明治4年（1871）7月14日	岸和田県になる
同年 11月22日	堺県の管轄となる
明治5年（1872）2月	和泉国第18区に属す
明治7年（1874）1月22日	第3大区1小区に属す
同年 4月13日	第3大区1小区7番組に属す
明治9年（1876）12月7日	第3大区1小区（番組廃止）に属す
明治13年（1880）4月14日	岸和田郡役所部内となる
同年 4月23日	第2聯合に属す
明治14年（1881）2月7日	大阪府の管轄になる
同年 3月5日	1村独立する
明治17年（1884）7月1日	第11戸長役場管内となる
明治22年（1889）4月1日	町村制施行により土生郷村大字土生となる

坂口家は土生村で村役人を務めた家柄であり、通称として代々「喜平治（次）」を用いる。文化年間には中番年寄を務め、天保～安政頃には庄屋格で現れる。明治に入ると南番となり、同4年には土生村南番庄屋を務めていた。中番から南番への変更の経緯は、史料が少ないため不明である。

なお、堺県・大阪府の勸業委員を務めた土生新田の坂口平三郎（1861～97）は、明治12年に賞味した西洋料理のタマネギが日本でも普及することを予測し、アメリカ人から入手した3個のタマネギをもとに栽培実験を始め採種・育成に成功した。今日泉州タマネギの祖といわれる人物であるが、坂口喜平治家との関係については、本文書からは明らかでない。

● 和泉国南郡土生村坂口家文書の内容について

土生村坂口家文書の総数（データ項目数）は205点であり（欠番含めず）、作成年代は明和元年（1764）から明治13年（1880）に及ぶ。土生村文書については、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』（昭和35年1月1日現在、関西大学図書館シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和35年刊）の「摂河泉近世文書目録」に掲載され、総数76点、年代は寛永12年（1635）～明治16年（1883）とされている（159頁）。しかし、坂口家文書にない冊子物の文書が12点、寛永12年の用水絵図が1点含まれるなど、本文書と

は食い違う部分が多く、さらなる調査が必要である。

坂口家文書は、土地の譲渡（売買・交換）・質入および小作など不動産に関する証書類と、安永 2 年（1773）から安政 6 年（1859）にわたる新田開発の免定 13 通〔1～13〕など、土地・金融や貢租にかかわる一通物に偏っている。内容的に分類され、ある程度纏まった状態で分散流出したようで、残念ながら村の全体像が分かるものはほとんどない。これら以外では、明治 4 年（1871）の庄屋喜平治への不帰依一件〔17～26・143〕、宗旨送り状〔62～65〕が目につく程度である。以下に、土生村坂口家文書のなかで、注目すべき史料をあげる。

◎ 新田開発の免定〔1～13〕

岸和田市域は近世初期から新田開発が盛んな地域である。坂口家文書の新田畑・松林の免定には、土生村と隣接する畑村・両松（上松・下松）村の中で、慶安元年（1648）から新田開発が行われたことが明記されている。いずれも岡部家入部の後に開発が始まり、差出は岸和田藩役人である。〔1〕を例にとると、慶安元年から延享 2 年（1745）までの田畑・松林の開発総面積は 3 町 7 反 9 歩で、高 40 石 2 斗 3 合。地目と地理的まとまりによって 6 つに分け、石盛は 1 反につき 1 石～1 石 2 斗、年貢は田畑が定免で 2 つ～4 つ（2～4 割）、松林は定米 4 斗とする。さらに、収穫を確保するため、新田の分も本田並みに引水することが文言に含まれていることが注目される。後に新田畑の所有権が移転するたび、坂口家文書の土地関係文書には「黒印」あるいは「墨印」という言葉がよく使われるが、おそらく、この岸和田藩のお墨付き文書を指しているのであろう。

◎ 庄屋不帰依一件〔17～26・143〕

明治 4 年（1871）2～4 月に土生村で起こった村方騒動で、庄屋喜平治に対し一部村民が糾明すべき箇条書を突きつけ、藩の監察掛へ訴えた事件である。2 月 3 日、民生局から南郡西之内村・八田村の両庄屋が取調手掛りを仰せ付けられ、論点を立会い取調べたところ、些細な問題は解決したが、御蔵米鼠喰い分の取扱いと緊急入用銀 1 貫 250 目の出入りについては紛糾した。喜平治は 3 月 5 日民生局に召し出され、吟味を受け、委細返答している。喜平治に味方する村民は、喜平治に遺恨を持って跡役を望む者の仕業としたが、背後に中番庄屋一二の関与が疑われる状況となった。3 月 22 日、喜平治は民生局へ早期解決を望み、中番帳面の取り調べを願い出る。4 月に入ると喜平治に深く帰依する村民らが、もはや二毛作の取入れ・植え付け作業で多忙となり、このままでは難渋するため、内済を願い出た。この 4 月 4 日の嘆願書以降の文書が見当たらないので、ひとまず庄屋不帰依一件は収束したと考えられる。